公益財団法人愛知県サッカー協会審判委員会規約

(名 称)

第1条 本委員会は(公財)愛知県サッカー協会審判委員会(以下「本委員会」とする)と称する。 (事務局)

第2条 本委員会の事務局は、委員長宅に置く。

(目的)

第3条 本委員会は、審判員及び審判指導者の認定・育成・強化・派遣を行うとともに、サッカー及びフットサル・ビーチサッカー競技の普及と振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。
 - (1) 審判員の資格認定及び昇級に関すること
 - (2) 審判指導者の資格認定及び昇級に関すること
 - (3) 各種大会や試合への審判員・審判指導者の派遣に関すること
 - (4) 審判員・審判指導者の講習会や研修会の開催に関すること
 - (5) 県内各地における審判普及活動に関すること
 - (6) 競技規則の周知等に関すること
 - (7) その他、本委員会の目的を達成するために必要な事業

(事業の遂行)

第5条 前条の事業を遂行するために本委員会に役員会、委員会、部会を組織し、事業の立案、計画を 協議して運営にあたる。

(組 織)

第6条 本委員会は、(公財) 愛知県サッカー協会に登録した審判員及び審判指導者と本委員会の目的に 賛同する個人によって組織し、(公財) 日本サッカー協会並びに(公財) 愛知県サッカー協会の統括を受 ける。

(役 員)

- 第7条 本委員会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 3名以内
 - (3) 部 長 7名
 - (4) レフェリーアカデミーマスター 1名

(役員の選出)

- 第8条 委員長は選考委員会で候補者が選出され、(公財) 愛知県サッカー協会理事会で選任・承認される。
- 2 選考委員は、委員長、副委員長、各部長、レフェリーアカデミーマスターとする。
- 3 副委員長、部長、レフェリーアカデミーマスターは委員長が指名する。
- 4 顧問を置くことができる。

(役員の任務)

- 第9条 委員長は、本委員会を代表し、職務を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 部長は、各部の代表として事業計画に基づいて業務遂行に従事する。
- 4 レフェリーアカデミーマスターは、AIFA レフェリーアカデミーの代表として事業計画に基づいて業務遂行に従事する。

(役員の任期)

第10条 本委員会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同一職務についての再任は3回までとする。

- 2 補欠のため適任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了時も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。 (役員会)

第11条 役員会は、委員長、副委員長、各部長、レフェリーアカデミーマスターで構成する。

- 2 役員会は、2月に1回程度開催し、委員長が招集する。
- 3 役員会は、定数の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 役員会とは別に、必要に応じて委員会を行うことができる。

(委員会)

- 第12条 委員会は、役員及び各部に所属する全部員をもって組織する。
- 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集することができる。

(部 会)

第13条 部会は、総務部、強化部、指導育成部、インストラクター部、フットサル・ビーチサッカー部、 女子部、地区・種別部の7部で構成する。

2 地区部会は、東三河、西三河、名古屋、東尾張、西尾張、知多の6地区の委員長をもって組織し、 種別部会は、1種社会人、1種大学、2種、3種、4種、女子の6種別の審判担当者をもって組織する。 (部会の業務)

第14条 各部会は、次の業務を執り行う。

- (1) 総務部は、会計事務関係、登録関係、賞罰関係、広報関係、各種会議の計画・運営、その他の部会に属さない事項を担当する。
- (2) 強化部は、競技会への審判員派遣、派遣審判員の研修、1級審判員の育成、その他競技会運営 上の審判に関する事項を担当する。
- (3) 指導育成部は、審判員の資格認定及び昇級試験関係、研修資料の作成、その他審判員の育成 に関する事項を担当する。
- (4) インストラクター(審判指導者)部は、インストラクターの資格認定、競技会へのアセッサー派遣、研修会や講習会へのインストラクター派遣、その他インストラクターの指導・育成・管理に関する事項を担当する。
- (5) フットサル・ビーチサッカー部は、フットサル・ビーチサッカー審判員・審判指導者の資格認定及び育成、昇級試験関係、競技会への派遣、その他フットサル・ビーチサッカーの普及や全体に関する事項を担当する。
- (6) 女子部は、女性審判員の発掘や育成を推進するとともに、(公財) 愛知県サッカー協会女子委員会との連携を図り、女性審判員の環境充実に関する事項を担当する。
- (7) 地区・種別部は、各地区および各種別委員会の審判委員長(審判担当者)で組織し、4級審判員の認定と管理、レフェリー勉強会の開催を始め、各地区・種別における審判関係全般に関する事項を担当する。

(総 会)

- 第15条 年に1回、総会を行うことができる。
- 2 総会を開催する場合は、委員長が招集する。
- 3 総会は、(公財) 愛知県サッカー協会所属の審判員・審判指導者が参加することができる。 (経 費)
- 第16条 本委員会の経費は、(公財) 愛知県サッカー協会からの補助金及びその他の収益金をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第17条 毎年度の予算は、役員会で審議し決定する。
- 2 本委員会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 予算及び決算は、(公財) 愛知県サッカー協会理事会の承認を得て執行される。 (規約の改正)
- 第18条 本規約は、役員会で定数の3分の2以上の賛同をもって改正することができる。 (付 則)
- 本規約は、令和4年3月1日より施行する。